

厚生労働省 群馬労働局発表
令和3年10月29日

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課
監督課長 小永光 邦彦
主任監察監督官 穂積 常之
(電話) 027-896-4735

報道関係者 各位

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

群馬労働局では、月間中、県民への啓発を目的に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導を行います。

また、11月1週目を「過重労働相談受付集中週間」とし、群馬労働局・県内各労働基準監督署及び労働条件相談ほっとラインにおいて、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けるほか、11月6日（土）には過重労働等に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【取組概要】

1 県民への周知・啓発

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施（11月11日（木）：ビエント高崎）
過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、シンポジウムを開催します（定員に達したため、申込を締め切りました。）。
- ・ポスターの掲示などによる県民に向けた周知・啓発の実施
県民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、群馬労働局ホームページなど多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン（詳細は別紙や下記URLの特設ページをご参照ください。）

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などが実施されます。

[過重労働解消キャンペーン特設ページ]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudouki jun/campaign.html>

■「過重労働解消キャンペーン」概要

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、県内の使用者団体や労働組合に対し、群馬労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。また、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を、併せて要請します。

2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

群馬労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例を、ホームページなどを通じて地域に紹介します。

3 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

4 過重労働相談受付集中週間を設定します

10月31日（日）から11月6日（土）を過重労働相談受付集中週間とし、群馬労働局・県内各労働基準監督署等の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。過重労働等に関する悩みや疑問がありましたら下記の窓口までご連絡ください。

ア 群馬労働局・県内各労働基準監督署（開庁時間 平日8：30～17：15）

名称	所在地	電話番号	管轄区域
群馬労働局 労働基準部監督課	前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 8階	027-896-4735	
高崎労働基準監督署	高崎市東町 134-12 高崎地方合同庁舎 3階	027-322-4661	高崎市(新町・吉井町を除く) 安中市、富岡市、甘楽郡
前橋労働基準監督署	前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 7階	027-896-3019	前橋市、渋川市、北群馬郡 伊勢崎市、佐波郡
伊勢崎分庁舎	伊勢崎市下植木町 517	0270-25-3363	
桐生労働基準監督署	桐生市末広町 13-5 桐生地方合同庁舎 1階	0277-44-3523	桐生市、みどり市
太田労働基準監督署	太田市飯塚町 104-1	0276-45-9920	太田市、館林市、邑楽郡
沼田労働基準監督署	沼田市薄根町 4468-4	0278-23-0323	沼田市、利根郡
藤岡労働基準監督署	藤岡市下栗須 124-10	0274-22-1418	藤岡市、多野郡 高崎市新町・吉井町
中之条労働基準監督署	吾妻郡中之条町大字 中之条町 664-1	0279-75-3034	吾妻郡

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

0120-811-610（フリーダイヤル）

（相談受付時間：月～金 17：00～22：00、土日・祝日 9：00～21：00）

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

ウ 「労働基準関係情報メール窓口」

労働基準法などの問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_ju_n/mail_madoguchi.html

5 「特別労働相談」を実施します

11月6日（土）を特別労働相談受付日とし、都道府県労働局の職員による無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

この相談ダイヤルでは、過重労働をはじめとした労働問題全般にわたる相談を受け付けており、労働基準関係法令の考え方の説明や、労働基準関係法令違反が疑われる事業場に関する情報の受理、関係機関の紹介など相談内容に合わせた対応を行います。

《過重労働解消相談ダイヤル》

電話番号：0120-794-713（フリーダイヤル）
なくしましょう 長い残業

実施日時：令和3年11月6日（土）9：00～17：00

6 「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、長時間労働抑制のために必要な知識やノウハウを習得するためのセミナーを実施します（無料でどなたでも参加できます）。

- ・オンラインセミナー
11月 13回（各回100名）
12月 8回（各回100名）
- ・会場開催セミナー
11月19日から東京など全国5か所で開催。
（詳細は下記HPをご連絡ください。）

[専用ホームページ]

<https://kajyu-kaisyou-lec.com>

参考資料

- 1 11月は「過労死等防止啓発月間」です
- 2 11月は「過重労働解消キャンペーン月間」です
- 3 過労死等防止対策推進シンポジウム
- 4 過重労働解消のためのセミナー